



ひかり健康保険組合からのお便り

第125話：平成23年度被扶養者資格確認（検認）

ご家族が被扶養者としてひかり健康保険組合に加入する為には、健康保険法で定めた認定基準をクリアしなければいけません。

「収入・家族が変動した」などの理由で被扶養者資格を失った以降も、資格喪失の手続きをしないままとなっているケースが見受けられます。

「被扶養者の資格がない人が被扶養者と認定している状況をなくす」ことを目的として、検認の「調査表」をお送りします。

調査表が届いた方は必ず期限内にご提出をお願いします。

■調査表

調査対象者に対し7月下旬にご自宅または、人事宛に発送

■提出期限

平成23年度8月31日(水)必着

■※今回対象でない被扶養者（調査表は送られません）

- ・平成23年6月1日以降に、認定を受けた被扶養者
- ・平成5年4月1日以降に生まれた被扶養者（高校生以下）
- ・事前に当組合が調査不要と判断した被扶養者

※「調査票」を期限内に提出頂けない場合は、被扶養者資格停止の承認を頂いたものとし、資格停止の処理を行いますのでくれぐれも提出漏れのないようお願い致します。

『ジェネリック医薬品の使用をお薦めします！』

ジェネリック医薬品とは・・・

皆様の医療費の自己負担を軽減する薬です。

価格は平均すると新薬の約半分。皆様のお薬代負担軽減に貢献！！

値段が安くて効き目は同じ！

ジェネリック医薬品は、厚生労働省が先発医薬品（新薬）と同等と認めた医薬品です。

新薬の特許満了時に、有効成分、効能及び効果が同じ医薬品として

新たに申請され、販売される安価な医薬品です。

※ジェネリック医薬品は医療用医薬品です。

お薬の種類・処方等については、医師・薬剤師の先生にご相談ください※

**ひかり健康保険組合では、加入者皆様の健康維持・増進を
目的とした保健事業を展開していきます。**

■けんこう通信

ご家庭のパソコンへ、保健事業に関するお便りを配信しております。

ご希望の方は、登録のためメールアドレスを添えてinfo@hikarikenpo.or.jp（当組合宛）までお気軽にメールください。

■こころとからだの健康相談

健康に関わるお悩みのときは、「こころとからだの健康相談」

フリーダイヤル0120-835-839（はい参考、はいサンキュウ）を安心してご利用ください。

■ひかり健康保険組合への

ご意見・ご要望はinfo@hikarikenpo.or.jpまでぜひお寄せください。

ひかり健康保険組合 <http://www.hikarikenpo.or.jp>

〒171-0014 東京都豊島区池袋2丁目16番13号 光ビル1F

tel: 03-5951-7422 fax: 03-5951-9663

